

座間市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年1月20日

座間市監査委員 上原昌弘

同 上沢本尚

令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査を座間市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

## 1 監査実施期間

令和4年8月30日から令和5年1月12日まで

## 2 監査対象

- (1) 公の施設 座間市立市民交流プラザ
- (2) 指定管理者 アクティオ株式会社
- (3) 所管課 市民部市民協働課

## 3 監査を実施した場所

監査委員事務局、座間市立市民交流プラザ

## 4 監査の範囲

指定管理者制度は、公の施設を民間事業者による管理も可能とするものであり、民間のノウハウを活用することによって、公の施設の管理の効率的かつ効果的な管理と住民サービスの向上を実現することを目的として、平成15年9月に地方自治法の改正によって導入された。本市では、令和5年1月現在で8施設に指定管理者制度を導入している。既に7施設については監査を実施しており、今年度は、本市で利用料金制を採用した初めての民間企業であるアクティオ株式会社が管理運営する座間市立市民交流プラザの令和4年度の指定管理に係る出納その他の事務の執行について監査することとした。

## 5 監査の方法

指定管理者及び所管課から関係資料及び証拠書類の提出を求めるとともに、現地調査を行い、必要に応じ関係者から事情聴取し監査を実施した。

## 6 監査の着眼点

### (1) 所管課

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続は適正に行われているか。
- ウ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- エ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- オ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- キ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ク 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ケ 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。

コ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。

(2) 指定管理者

ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金等の取扱いは適正に行われているか。

エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

キ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

7 指定管理の概要

(1) 指定管理者の概要

ア 名称 アクティオ株式会社

イ 代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

ウ 本店所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階

(2) 施設の概要

ア 名称 座間市立市民交流プラザ

イ 所在地 座間市相模が丘一丁目25番1号

リビオタワー小田急相模原コモンズぎま3階

ウ 開設時期 令和元年12月1日

エ 専有面積 347.66㎡

オ 施設内容 (ア) 市民交流スペース (カフェ客席及びキッズスペースを含む。)

(イ) 多目的ラウンジ

(ウ) 打合せ室1～3

(エ) 事務室、更衣室、倉庫及び給湯室

(オ) カフェ厨房

(カ) トイレ (男子トイレ、女子トイレ及びみんなのトイレ)

(3) 施設の設置の目的と特徴

市民交流プラザは、小田急相模原駅前西地区市街地再開発事業で整備された商業及び公益棟の一部を市が取得し、2階の子育て支援施設及び4階の保育所の設置とともに、その3階部分に子育て世代をはじめとした多世代交流を促進し、新たなコミュニティの形成に資する施設として設置された。これまでコミュニティ活動に参加したことがない方でも気軽に立ち寄りやすい、地域とつながる「きっかけ」の場となることを目的としている。

利用者から収受する利用料金は、市の収入ではなく、指定管理者の収入となる利用料金制を採用しており、選定した民間の指定管理者が、利用者サービスの向上、施設稼働率の向上及び施設の有効活用等に努めている。利用料金制を採用した民間企業が指定管理者となる施設は、本市最初の事例であり、コミュニティカフェを併設していることが大きな特徴である。

(4) 業務の範囲

- ア 多世代にわたる市民交流事業の実施に関する業務
- イ 施設の利用の承認等に関する業務
- ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ その他市長が必要と認める業務

(5) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 指定管理料

令和4年度 42,892,000円

8 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

(1) 所管課（市民協働課）

（指導事項）

ア 施設利用の承認等の状況の把握について

指定管理者が行っている次の事項について、所管課は監督する立場として、指定管理者と協議し、定期的な報告及び確認方法について検討されたい。

- ・利用の承認で、入館が制限されている営利目的の可能性のある利用があり、利用目的の確認が十分とは言い難い取扱いがあった。
- ・利用料金の還付で、座間市立市民交流プラザ条例施行規則第8条第3号「その他指定管理者が相当の理由があると認める場合 指定管理者がその都度定める率」を適用し利用料金を還付しているものがあるが、この適用基準が明確でなかった。
- ・利用料金の減免で、要件に該当することの確認が十分に行われていなかった。

イ 指定管理業務の一部を再委託等することについての書面による報告及び承認について

指定管理業務の一部を再委託及び再々委託することについて、指定管理者による事前の報告が一部漏れているものがあつた。また、所管課は、全ての再委託等を把握できておらず、口頭による承認をしていた。所管課は、全ての再委託等の書面による事前把握及び書面による承認をされたい。

ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理状況の確認について

所管課は、座間市立市民交流プラザの収支の状況を月次報告により一部把握していたが、本市初めての利用料金制を導入した民間企業による指定管理という事情はあつたものの、収支の全てを把握できていなかった。指定管理者と協議して収支の全てを把握するよう検討されたい。

エ 指定管理料の支払の方法及び履行確認の方法について

所管課は、令和4年度における座間市立市民交流プラザの管理に関する年度協定書に指定管理料の支払い方法は規定していたが、部分前払いを想定していたため履行確認の方法については規定していなかった。指定管理者と協議して支払方法及び履行確認の方法について実務に沿った規定をするよう検討されたい。

(2) 指定管理者（アクティオ株式会社）

施設の管理運営にあつては、施設の立地条件、カフェ併設と言う施設特性及び既存の近隣施設との差別化なども考慮し、令和4年度上半期に子育て世代を対象とした「こどもひろば」及びプレシニアと高齢者を対象にした「おしゃべり庵」を含む計132件の自主事業を展開することにより、新たなコミュニティの形成に資するという、当該施設の設置目的をよく理解され、積極的に取り組まれていることが見て取れた。これにより、コロナ禍が続く中で、カフェ部門での利用者数及び売上は、目標値に比べてやや下回るものの、貸室の稼働率は、目標値を上回る実績を積み上げている。また、経費節減の取組みとして、ホームページ開設運営費、コピー機及び職員使用のパソコン等リース機器類並びに各種保険料等を、本社一括契約の中での割安費用で利用し、施設においても節電、節水及び紙資源の削減等を行っている。

指定管理者であるアクティオ株式会社は、全国で100を超える公の施設の指定管理者の受託実績があり、市民交流プラザの設置目的を実現するため、創意工夫及びノウハウを積極的に活用することを期待するところである。

(指導事項)

ア 施設利用の承認等の手続きについて

所管課の指導事項アで掲げた事項について、所管課と協議し、定期的な報告及び確認方法について検討されたい。

イ 公の施設の管理に係る収支会計経理について

座間市立市民交流プラザ指定管理に関する仕様書では「指定管理業務に係る経費は、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは区別した専用の口座で管理を行わなければならない」とされているが、指定管理者は、市民交流プラザの専用口座を設けているものの、本社の口座により経理処理がされている部分があった。しかしながら、数多くの公の施設の指定管理を受託している指定管理者が、市民交流プラザの専用口座で市民交流プラザの全ての経費を管理することは困難な状況にあるが、市民交流プラザの指定管理に係る経理と、指定管理者の他の事業等の経理を区分して、指定管理の適正な運用を図る方法について所管課と協議されたい。

また、同仕様書第15条で定める月次利用状況等報告業務では、経費の支出状況を報告事項としているが、提出されている月次報告書は、市民交流プラザ全体の経理の収支を確認することが困難となっていた。仕様書で定められた報告事項を具備し、事業の実施状況が確認しやすい報告書となるよう所管課と協議されたい。

以 上